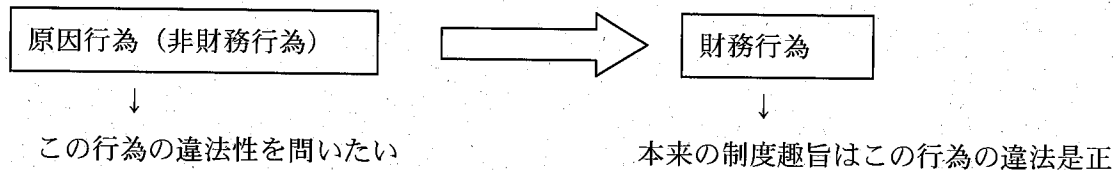


第12回 住民訴訟の続き

1. 「拡大住民訴訟」＝原因行為に対する間接統制機能

(1)問題の所在



(2)拡大住民訴訟を容認した判例

- ①津市地鎮祭訴訟・最判昭和52年7月13日判時855号24頁
- ②田子の浦へドロ訴訟・最判昭和57年7月13日民集36巻6号970頁＝地方自治判例百選92事件
- ③織田が浜訴訟差戻判決・最判平成5年9月7日民集47巻7号4755頁＝地方自治判例百選85事件
Cf.差戻後高裁判決・高松高判平成6年6月24日判タ851号80頁＝環境法判例百選80事件 同上告審判決・最判平成7年7月17日
- ④愛媛玉串料訴訟・最判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁＝地方自治判例百選76事件

(3)拡大住民訴訟に消極的な判例

- ①保安林伐採事件判決・平成2年4月12日民集44巻3号431頁
- ②1日校長事件判決・最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁＝地方自治判例百選89事件

2. 平成14年の制度改革とその背景

(1)改正点

(a)4号請求の2段階化

従来は、住民が自治体に代位して直接職員個人を相手に訴えを提起した。訴えられる職員にとっては、時間、金銭および精神の面で負担であった。

そこで、改正により、住民がまず自治体の執行機関（または担当職員）を相手に訴えを提起し、勝訴すれば、今度は自治体が職員個人を相手に請求する（支払わなければ訴え提起）という仕組みになった。

賛成論：必要な文書が訴訟の場に出てきて審理が充実する。

反対論：自治体の真摯な訴訟追行が期待できない。

(b)予防的請求の充実

- ①監査請求があった場合における監査委員の一時停止勧告権（242条3項）

②住民訴訟1号請求の要件

改正前：回復の困難な損害を生ずるおそれ（旧242条の2第1項柱書の但し書）

改正後：同要件の削除（現行法242条の2第6項参照）

(2)賠償の巨額化 ――首長の政策と住民訴訟

民間企業等への補助金交付の公益性

「公益上必要がある場合」（自治法232条の2）

山口地判平10.6.9判例地方自治180号19頁（日韓高速船事件）→8億賠償

↓

上告審判決・最判平成17年11月10日判時1921号36頁

市長の判断に裁量権の逸脱、濫用の違法があるとはいえない

Cf. 「陣屋の村」事件・最判平成17年10月28日判時1919号98頁

☞ 横浜地判平成18年11月15日（朝日新聞16日〈田園都市〉記事）

第三セクターの破産処理に係る川崎市の損失補償は違法。

(3)守備範囲論

1号請求、3号請求を重視すべし。4号請求の間接統制機能に期待するのは、住民訴訟の守備範囲を超えることになる。

(4)環境問題と住民訴訟

(a) 曾和論文を読む

曾和俊文「住民訴訟制度改革論」法と政治51巻2号（2000年6月）159頁

環境法に違反する開発事業に伴う公金支出の責任を財務会計職員にすべて負わせることは制度の在り方として不合理。抗告訴訟制度の不十分さは抗告訴訟制度の改革として対応すべし（179～180頁）。

(b) やんばる訴訟について

①訴訟形式の選択に関する弁護団の考え方

「〇〇権」の確立というアプローチではなく、住民訴訟あるいは国民訴訟のような客観訴訟を充実させる方向を進むべきである。

☞ 行訴法改正に際して団体訴訟の提唱

②第一審判決・那覇地判平15.6.6判例地方自治250号46頁（9号）、67頁（10号）

●9号事件・・・やんばるの森広域基幹林道開設工事に関する工事代金等を支出は違法、過失があったことは明らか・・・

③控訴審判決・福岡高那覇支判平16.10.14（9号）

森林法34条1項、2項に基づく作業許可を得ないで伐採したことは違法。しかし、請負契約自体は有効。そしてその対価である工事結果を受領しているため、損害が認められない。

☞ 住民訴訟の損害論